

平成 25 年度第 3 回茨木市立保育所の民営化
に伴う移管先法人選考委員会（鮎川保育所）

議事要旨

- 1 日 時 平成 25 年 6 月 18 日（火）午後 6 時 25 分～ 8 時 25 分
- 2 場 所 茨木市役所 南館 3 階 会議室
- 3 出席者（順不同）
 - (1) 選考委員会委員
諏訪田委員、家田委員、小田委員、新野委員、吉村委員、松岡委員、
山本委員、赤土委員、楚和委員
 - (2) 事務局
佐藤こども育成部長、中井保育幼稚園課長、小西保育幼稚園課参事、松野保
育幼稚園課長代理、佐々木保育幼稚園課管理係長、中村保育幼稚園課指導主
事、村田保育幼稚園課指導主事、中山保育幼稚園課職員
- 4 案 件
・ 応募法人の資金計画及び経理状況等について
- 5 発言要旨

委員長： ただ今より、鮎川保育所に係る第 3 回茨木市立保育所の民営化に伴う
移管先法人選考委員会を開催します。

早速ですが、本日の案件審議に入ります。

まずは、案件(1)の「応募法人の資金計画及び経理状況等について」
を議題とします。この議題につきましては、A 委員にご専門の立場から、
詳細な分析をしていただいております。

そのご報告の前に、応募法人の資金計画及び経理状況等の分析にあた
って必要となるデータについて、事務局を通じて、応募法人に確認をい
ただいております。

その確認の内容について、事務局から概要を報告していただきたいと
思います。その後で、A 委員からのご報告をお願いいたします。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

事務局： 配布資料の確認。

次に、A委員から、分析に必要なデータ等の確認について、事務局にお問い合わせをいただき、事務局から応募法人に照会をして、その回答を得ております。

分析に必要なデータ等の確認について、概要を報告。

委員長： ただ今、事務局から、概要の報告がありました。

それでは、早速、A委員からのご報告をお願いいたします。

A委員： では、説明させていただきます。

少し、基本的な社会福祉法人の会計について、具体的な数値に入らせていただく前に、書類のある部分を引用しながら、考え方を合わせていきたいと思います。

まず、社会福祉法人とは、文字どおり、事業運営の大きな目的は、福祉の実践・実現を目指して運営される法人でございます。

一般の事業会社とは違った、社会福祉への貢献という部分を担って、その目的を達成するべく認可を受けた法人です。

各社会福祉法人は、基本的な指針である定款第3条に、各法人が宣誓をされている条文がございます。

「社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。」ということを宣誓されています。

これを大きく分けますと、まず、サービスの質の向上、運営を賄っていく財源は、保護者あるいは行政、ひいては市民の期待に応えるべく、利用者の処遇に最大限の資源を配分することを謳っている条項でございます。

そして、経営基盤の強化。これは、やはり短期的な運営では困りますし、地域の福祉の拠点として、長期的な安定運営を目指す、そういう視点からの経営も必要な事項だと思います。

また、特に、今般、公立保育所の民営化の選考委員会でございますが、やはり、茨木市民の共有財産の移譲を、どこの法人に委託するかという大きなテーマでございますので、移譲を受けた運営母体の法人は、特に長期的・安定的に運営をしていただける経営母体であるか、あるいは経営姿勢など、大変、大事な視点であると思っております。

それから、3点目でございますが、透明性の確保。これは、先ほどサービスの質の向上のところでも若干触れましたが、保育事業であったり

老人介護施設であったり、社会福祉法人の経営する内容は、少しずつ違います。いずれも大きくは、収入財源は地域福祉の推進を期待された財源であります。

したがって、このような視点を踏まえ、ご説明させていただきたいと思っております。

独立行政法人福祉医療機構が、編集された標準指標に基づいて説明。

委員長： ありがとうございます。

前年度の会計処理などがお忙しい中、膨大な時間と労力をおかけいただき、詳細かつ明確にご説明いただきました。重ねて、A委員にはお礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、各委員から、ただ今のA委員からの報告について、ご意見を賜りたいと存じますが、いかがでしょうか。

各委員： 意見交換

委員長： 本日、ご説明いただいたのは、選考項目5番目の経営基盤の評価の前提となるものでございます。

他の選考項目である保育内容や質についても、現在、応募資料を読み進めていただいているかと思えます。

最終的には、現地ヒアリングが終わってから評価をしていただきますが、経営基盤の評価について、かなり専門的な分野でもございますので、A委員ご自身のご判断をお聞きする必要があるかどうか、お諮りしたいと思えますが、いかがでしょうか。

E委員： 本日、標準指標に基づいて、ご説明をいただきました。また、ヒアリングにも行きますので、その上で判断させていただけたらと思えます。

委員長： この時点では、A委員ご自身のご判断を聞かせていただく必要はないということで、よろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、来月以降のヒアリング、最終的な評価の会議において、ご説明いただいた経営基盤も含めて、各委員が、それぞれにご判断いただくということになります。

今日までのところ、5番目の財務関係以外の項目も含めて、色々と資料をお読みいただいていると思えますが、専門の委員の方もおられますので、最終的な評価をする前の段階で、確認すべき点などがございましたら、お伺いしたいと思います。

ただし、最終的に、A法人、B法人、どちらが良いというご意見や、現在までの検討結果を公表していただくという意味ではなく、最終的に評価を決定するプロセスの中で、何か資料が不十分であったり、資料の

読み説き方に困難を感じておられるということがあれば、他の委員の専門の立場から解説を聞いてみるという趣旨から、お尋ねをしているものですので、特にないようでしたら、次に進みたいと思います。

B委員： 実際に、移管先の法人が保育をするにあたって、今の保育内容から変わらないような形で移管し、5年間については、三者協議会を持ちながら、今の公立の保育を継承するという理解でよろしいでしょうか。

事務局： 保護者説明会では、基本的に、5年間は、継承していただきますが、5年後に、急になってしまうと子どもへの環境の変化という問題もございますので、5年間の間に、民間の即応性・柔軟性、保育の充実の部分は、三者協議会の中で協議をしていき、変更していくということで、ご協力いただきたいという、ご説明をさせていただいております。

B委員： 応募法人の書類において、3年間はこうするという表現が何か所かあり、行政が言っているのと、ずれるのかなという思いがあり、3年経てば、三者協議で決まれば、何でもできるということですか。

事務局： 応募書類の中で、3年後には現行保育園にならうという表記もあったかと思いますが、それについては、例えば、三者協議会で意見を聞きながら進めていきますということを前提として、法人が考えておられるということであれば、3年後というのも積極的な姿勢と読み取ることもできるかと思いますが。逆に、法人が三者協議会にかけずに、3年後にはそのようにしたいと考えているということであれば、少し問題もあるかなと考えておりますので、そのあたりはヒアリングなどで明らかになってくるかなと思います。仮に、3年後にはこうしますという点が、少し気になるということであれば、ヒアリングで、法人の姿勢などを聞いていただければ、法人から回答がいただけると思います。

委員長： 移管にあたって、そういう条件は市と移管先法人の方で、契約書のようなものが交わされるのでしょうか。

事務局： 5年間の協定書を交わしていく形になります。もちろん、そこに移管条件もございますし、その履行は、5年間はしていただくということになり、保育内容の継続性については、三者協議会で確認をしながら、保育の充実・変更についても協議をしていくということになります。

委員長： 協定の履行状況については、市が確認するということになるのでしょうか。

事務局： そうなります。

委員長： いかがでしょうか。

本日の課題の、財務関係以外でも、他の選考項目も含めて、疑問の点などがございましたら、適宜、時間をとって意見交換をするという方針

でございましたので、お尋ねしております。

F 委員： B 法人がよく書いている、どちらにも読み取れると思うのが、移管予定の取り組みの部分で、例えば 15 ページの「茨木市公立保育所から学び、現在も茨木市の指導のもと取り組んでいますので、現在の園に準じます」というのは、公立保育所に準じますと意味なのか、今の法人の保育園に準じますという意味なのか、どちらの意味で考えたらいいのですか。

B 委員： これは、今の法人の保育園ではないでしょうか。

事務局： 事務局としましては、現行の園ということなので、鮎川保育所のことかなと感じ取っていたところですが、今の 15 ページのところ、運営されている法人では、感染症の防止の取り組みなどが記載されています。鮎川保育所では、実施していない取り組みもありますので、今の鮎川保育所に準じて実施するという読み方をするのかなと思っていたのですが、いかがでしょうか。

委員長： 確認が必要ですね。

D 委員： 今の部分は、ヒアリングの前に、先に確認していただくことは可能ですか。鮎川保育所を指しているのか、現在の保育園を指しているのかで意味が 180° 変わってしまいますし、急に質問を変えたりもできませんので、ヒアリングの前にどちらか教えていただきたいと思うのですが。

事務局： 選考委員会の中で、事前に確認をとということであれば、事務局の方から確認させていただき、各委員の方にお伝えさせていただきます。

F 委員： 書類上、情報不足という面もあり、確認していただきたい項目があります。

例えば、検便を、どれくらいの頻度で実施しているかなど、読み取れない部分は、確認していただけないですか。

事務局： 記入漏れ等がありましたら、確認をさせていただき、事前にお知らせをさせていただきますが、応募法人が作成する書類でございますので、このような修正が必要ですかというような問いかけは一切しておりません。したがって、気になられる部分については、ヒアリングでご確認をいただければと思います。

委員長： そういう項目が、あまり多数にわたるようでしたら、事前にまとめていただいて、短い時間で答えられるように、質問表を当該法人にお送りするようなやり方は可能でしょうか。

E 委員： 両方の意味があると思いますが、審査ですので、書類をきちんと書くというのも法人の姿勢で、熱意というものが読み取れますので、判断の 1 つかなと思いますし、あまりにも基本的に欠けている部分は、拾い集

めて聞いてもいいかなと思います。原則は、これで判断するというのが基本になると思います。

手を差し伸べてどうこうという話ではないと思いますが、ここで読み取れる範囲で判断し、書けていない部分は駄目という判断をすべきところもあると思います。

B委員： 書類審査で意見交換して、それぞれの委員が聞きたいという部分をヒアリングで聞くという方法でいいと思います。

質問事項を委員会で整理して、それを渡すと、それについての回答を作れますので、ヒアリングの場で聞く方がいいと思います。

委員長： それでは、そういう取扱いでよろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、そのような取り扱いといたします。

全体的に見渡してみて、これからのヒアリングに向けて、この機会に確認しておくべき点などございませんでしょうか。

これ以上ご質問がないようでしたら、案件(1)を終了とさせていただきますこととなりますが、よろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、議事次第の案件(2)その他という項目がございますが、事務局の方から何かございますでしょうか。

事務局： 本日も長時間にわたり、慎重なご審議を賜りまして、ありがとうございました。

特に、A委員におかれましては、経理状況につきまして、非常に分かりやすくご説明いただき、本当にありがとうございます。重ねてお礼申し上げます。

また、今後のスケジュールですが、次回の選考委員会につきましては、法人が運営する施設の視察及び当該施設でのヒアリングということになりますので、日程のご連絡をさせていただきます。

7月10日(水)がA法人で、午後3時から5時を予定しております。

また、7月16日(火)がB法人で、午前9時30分から11時30分を予定しております。

現地に向かう交通手段ですが、こちらで公用車をご用意させていただきます。それぞれの開始時間の30分前に集合していただき、出発させていただきますと考えております。7月10日でしたら、午後2時30分、16日でしたら、午前9時ということをお願いしたいと思っております。集合場所は、市役所本館東玄関で車を停めておりますので、お願いいたします。

なお、今、ご連絡をさせていただきました内容につきましては、改めて、各委員の方にご案内をさせていただきますので、ご確認をお願いいたします。

委員の皆さま以外の保護者の見学会につきましては、事務局の方で日程調整をさせていただきますので、ご希望がございましたら、連絡をお願いいたします。

事務局からは以上です。

A委員： 法人側の出席要請について、例えば、理事長が出席するとかはどうでしょうか。

事務局： 理事長等及び施設長ということで、募集要領にも記載しておりますので、それについては配慮いただけるように、法人側にも依頼をさせていただいております。理事長等及び施設長（予定者含む）という形で、お部屋もご用意いただくよう依頼しています。

A委員： できましたら、会計担当者の出席もお願いいたします。

事務局： はい、できる限り、ご配慮いただけるようお願いいたします。

また、委員の皆さまに送らせていただいている案内文の中に、視察については30分程度、ヒアリングにつきましては、法人の保育に対する基本姿勢を5分程度、応募理由について5分程度、民営化に伴う保育の充実に向けた法人の取り組む姿勢について5分程度、その後は、質疑応答として50分程度という形での記載をしておりますので、ご案内をご確認いただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

委員長： 第4回選考委員会の説明について、ご質問ございませんでしょうか。

また、事務局には1点、「現在の園」がどちらを意味するかについて、ご確認をよろしくをお願いいたします。

最後に、私からA委員の甚大なご尽力に対して、重ねてお礼申し上げます。

それでは、これもちまして、第3回の選考委員会を終了させていただきます。長時間にわたって、ご審議いただき、ありがとうございました。